

Thincacloud コード決済サービス利用規約（d払い）

第1章 総則

第1条 【規約の適用】

この Thincacloud コード決済サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、TOPPAN ペイメント株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するコード決済サービス（以下、「本サービス」といい、詳細は第3条(2)に定義します。）の利用に関し適用されるもので、加盟店は本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。

第2条 【規約の変更】

1. 当社は、一定の予告期間をもって当社が定める方法で加盟店に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、予告期間の経過後も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、かかる変更につき加盟店の承諾があったものとみなし、以降は変更後の規約が適用されるものとします。
2. 本規約の軽微な変更および軽微でない変更であっても、加盟店にとって全体として不利益とならない変更の場合、当社は、前項の定めによらずいつでも本規約の変更を行うことができるものとします。

第3条 【用語の定義】

本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

(1) Thincacloud	当社が提供するコード決済等に関するプラットフォームの総称。
(2) 本サービス	当社が提供する Thincacloud を利用したコード決済サービスで、加盟店の店舗において、利用者がコードを用いて代金の支払を行い、当社がNTT ドコモ株式会社よりその代金を代理受領し加盟店に引き渡すサービス。
(3) コード決済	本サービスの対象とするコード決済端末機器において、コード決済機能を用いて行う決済。
(4) NTT ドコモ株式会社	コード決済サービスの提供者であり、決済代金相当額を加盟店に支払う法人。以下、「ドコモ」と表記します。
(5) 加盟店	ドコモと加盟店契約を締結し、本サービスを利用する日本国内に本店所在地を有する法人。
(6) 売上情報	当社が加盟店に代わってドコモに対して送信する加盟店の商品等の売上日、請求代金等に関する情報。
(7) 商品等	加盟店が利用者に提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェアなど。
(8) 利用者	ドコモからコードの利用を認められ、コードを利用して加盟店で商品等を購入しようとする個人又は法人。
(9) Thincacloud 決済端末	加盟店が、本サービスの利用に際して、決済システムにアクセスするためのコンピュータ、レジスター、携帯電話その他の当社が指定する通信端末。又は、当該決済システムにアクセスするための装置。

(10) サービス利用料	加盟店が、当社に対して、本サービスの利用に際して支払う利用料（消費税別途）。
(11) 決済システム	本サービスにおいて使用される、インターネット、携帯IP接続サービス、及び店舗に設置された Thinccloud 決済端末上で、加盟店及び利用者が取引代金を決済することができるように構成されたシステム。
(12) 立替金	当社が加盟店に代わってドコモから受領した、コード決済により提供された商品等の売上代金相当額。
(13) 振込口座	加盟店が、本サービスの利用に先立ち、当社に届け出た金融機関の預金口座であり、かつ当社が精算金額を入金するための預金口座として承認したもの。
(14) 精算金額	当社が、ドコモから受領した立替金から、サービス利用料、消費税額および第20条第5項に定める控除額を差し引いた上で、加盟店の振込口座に入金する金額。

第2章 包括代理権

第4条 【包括代理権の授与】

1. 加盟店は、当社に対し、以下のすべての事項について包括的に代理する権限（以下、「包括代理権」といいます。）を授与することに同意し、これを表明し保証するものとします。
 - (1) d 払いの利用申込に関する一切の行為。
 - (2) 加盟店契約及びこれに付随する覚書等の締結に関する一切の行為。
 - (3) ドコモに対する各種届出、報告、申請行為、書類等（代表者の本人確認書類、許認可を得ていることを証する書類の写しを含むがこれらに限りません）を回収し、ドコモに提出する行為。
 - (4) 加盟店がドコモに提出した加盟店及び商品等の情報に追加、変更がある場合に、ドコモに届け出る行為。
 - (5) ドコモが加盟店契約に基づいて加盟店に支払う立替金の代理受領及び加盟店がドコモに支払う加盟店手数料等を、加盟店に代わって支払う収納代行に関する一切の行為。
 - (6) ドコモ又は決済代行会社への通知、審査依頼及びこれらの会社からの通知の受領。
 - (7) その他ドコモと当社で合意した一切の事項。
2. 加盟店は、d 払いの利用を申込み時点で、以下のすべての事項について予め同意するものとします。
 - (1) d 払いの利用にあたって、ドコモとの間で締結される加盟店契約その他関連する細則及び一切の規約を遵守すること。
 - (2) クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する提携クレジットカード会社との間のクレジットカード支払い加盟店契約について、ドコモが契約当事者となること。
 - (3) ドコモがクレジットカード支払いの機能を提供するにあたり、加盟店が当社又はドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があること。
 - (4) 前項第5号に基づきドコモに支払う加盟店手数料等は、当社が代理受領する立替金から差し引く方法により支払うこと。
 - (5) ドコモが加盟店情報、売上情報及び注文関連情報を当社に開示提供すること。
 - (6) 当社が売上情報及び注文関連情報を自己の責任において利用すること。

- (7) ドコモと当社間で締結した「d 払い（バーコード決済）包括加盟店規約」が終了した場合、加盟店がd払いの利用を継続できなくなること。
 - (8) 当社がドコモに代わってドコモが指定する d 払いに関する事項を加盟店へ通知すること。
 - (9) 当社又はドコモが利用者等から加盟店の d 払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、当社又はドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせること。
 - (10) ドコモ及びその代理店が作成し公開する「d 払いの加盟店名簿等」に加盟店の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品、役務などを掲載すること。
3. 加盟店が当社に対して包括代理権を授与した範囲内の行為についてはすべて当社が行い、加盟店は当事者としていかなる行為も行わないものとします。
 4. 加盟店は、加盟店契約に基づきドコモが加盟店に対して支払い義務を負う立替金等一切の金銭の支払いについては、本条第1項第5号に基づき代理受領権限を有する当社が受領するものとし、ドコモのかかる金銭の支払い義務は、ドコモが当社に対して支払いを行った時点で確定的に消滅することに予め同意するものとします。
 5. 当社は、前項に基づき代理受領した金銭について、加盟店に対し、適切に分配する義務を負います。なお、加盟店への精算方法については第20条【精算金額の引渡し】に定めるものとします。
 6. 加盟店（代表者個人を含み、以下、本条及び次条において同じとします。ただし、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人を除きます。）は、加盟店審査、審査後の加盟店管理及びクレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済の継続可否に係る審査、又はクレジットカード支払いに関する当社、ドコモ及び提携会社の業務のために、加盟店に係る次の各号に定める情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます。）を当社、ドコモ及び提携会社がそれぞれ取得し、当社、ドコモ及び提携会社がそれぞれ適当と認める保護措置を講じたうえで両者で相互に提供し、当社、ドコモ及び提携会社がこれを保有・利用することに同意するものとします。
 - (1) 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の情報（氏名、性別、住所、生年月日）等、加盟店が届出た情報。
 - (2) d 払い利用申込日、加盟店契約成立日、加盟店契約終了日及び加盟店による商品等の販売又は提供における d 払いの利用に関する情報。（ただし、利用者が請求代金に相当する金額の支払い方法としてクレジットカード支払いを選択したものに限りません。）
 - (3) 提携クレジットカード会社が取得した加盟店のクレジットカード利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報。
 - (4) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報。
 - (5) 当社、ドコモ及び提携クレジットカード会社が加盟店又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した加盟店に係る登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報。
 - (6) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報。
 - (7) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報及び当該内容について当社、ドコモ及び提携クレジットカード会社が独自に調査して得た情報。
 - (8) 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始その他の倒産手続き開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報。

第5条 【d払い加盟店契約終了後の加盟店情報等の利用】

加盟店は、当社、ドコモ及び提携会社が、d払い加盟店契約終了後も自己の業務上必要な範囲で、法令等及び当社、ドコモ及び提携会社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第6条 【加盟店契約の締結】

1. 加盟店は、d払いの申込みにあたり、以下の規約に予め同意するものとします。
 - (1) d払い（バーコード決済）加盟店規約。
 - (2) d払いご利用規約。
 - (3) dアカウント規約。
 - (4) d払い加盟店サービスガイドライン。
 - (5) d払いサービス表記ガイドライン。
 - (6) その他d払いを利用するにあたり必要となったすべての規約、特約等。
2. 加盟店は、d払いの申込みにあたり、当社に対し、ドコモの指定する加盟店申込書式及び加盟店審査のための必要書類一式を提出するものとし、又、加盟店となることを希望する者の商号、氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他ドコモ所定の情報を当社がドコモに届け出ることにより予め同意するものとします。
3. d払いの利用を認める審査結果を、ドコモが当社に開示した時点で加盟店契約が成立するものとします。
4. ドコモは、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) d払いの利用にあたり、ドコモの指定する接続条件を満たしていない場合。
 - (2) ドコモに対する債務の履行を現に怠り、又は怠る恐れがある場合。
 - (3) ドコモが技術上又は業務の遂行上支障があると判断した場合。
 - (4) その他ドコモ又は提携クレジットカード会社が不適当と判断した場合。
5. 加盟店は、d払いの加盟店申込が加盟店となることを確約するものではなく、ドコモの審査結果により加盟店となることができない場合があることを予め承諾し、審査結果について何ら異議を申し出ないものとします。
6. 加盟店は本条第1項各号の規約等を遵守するものとし、これに違反したことにより当社に損害を与えた場合には、すべて加盟店が補償するものとします。

第3章 利用契約の成立

第7条 【利用契約の申込】

1. 本サービスの利用申込は、本規約を承諾のうえ、当社が定める方法により行うものとします。
2. 利用契約を申し込む際に、加盟店の名称、商号、申込者名、会社所在地、電話番号、振込口座、商品等の種類及び内容等、商品等の販売、提供手法、Thincacloud 決済端末の設置場所、自己が利用するコード決済、その他当社が求める事項（以下、これらを併せて「加盟店届出情報」といいます。）を予め当社が定めるシステム利用申込書及びその他の様式（以下、これらを併せて「加盟店申込書」といいます。）に従い、書面により届け出て当社の承認を得るものとします。
3. 当社は、申し込み時に取得した加盟店届出情報を、加盟店の登録管理、精算金額の引渡し、その他本サービスを提供するためならびにコード決済等の普及促進活動のために利

用することができるものとします。ただし、個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従った取扱いを行うものとします。

第8条 【利用契約の成立】

1. 本サービスの利用契約は、前条に定める申込に対し、当社が審査のうえ承諾した旨を通知した日に、本規約を内容として成立するものとします。（以下、「本規約」といいます。）
2. 当社が前条に基づく申込者の申込を不適当と判断した場合には、当社は当該申込を拒否することができるものとします。当社は申込者にこの結果を連絡しますが、この場合、当社は拒否の理由を開示しないものとします。又、申込の際に提出を受けた加盟店申込書その他の書面等の返却は行わないものとします。

第9条 【加盟店届出情報の変更等】

1. 加盟店は、加盟店申込書、Thincacloud システム利用申込書、及びその他の関係書類により当社に届け出た加盟店届出情報及びその他の重要な事項を変更する場合は、当社が定めた様式をもって事前に届け出るものとします。
2. 加盟店が、前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4章 本サービスの内容

第10条 【本サービスの利用】

1. 加盟店は、本規約の定めに従い、利用者と加盟店との間の商品等に係る取引において、本サービスを利用し、コード決済を決済手段として用いることができるものとします。加盟店と当社とは、商品等に関するコード決済を円滑に行うため、相互に緊密な連携を保ち、本規約に基づく事務を双方誠実に履行するものとします。
2. 当社は、ドコモとの間で別途合意した場合、利用者に対してドコモが発行するポイントの付与を行うものとします。この場合、加盟店は、ドコモ又は当社からポイントに関する利用者への告知等の要請を受けたときは、これに従うものとします。
3. 加盟店は、ドコモからのコード決済利用促進のための印刷物、電子媒体などに加盟店の名称、所在地及びインターネットアドレス等を掲載することを予め異議なく承諾するとともに、当社からコード決済の利用促進に係る加盟店への広告表示等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
4. 本サービスの提供区域は、日本国内に限定します。

第11条 【提供時間】

本サービスを受けることができる時間は、1日24時間、かつ1週7日とします。ただし、第25条【本サービスの停止又は中断】第1項及び第2項に係るソフトウェア・ハードウェアその他本サービスに関する設備のメンテナンスの時間を除きます。

第12条 【請求代金の立替払等】

1. ドコモは、売上代金を加盟店に対して立替払により支払うものとします（ドコモが加盟店に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下、「立替金」といいます。）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、加盟店は、請求代金債権をドコモに譲渡するもの

とし、ドコモはこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を加盟店に対して支払うものとし、（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、「立替金等」といいます。）

2. 当社は、加盟店に代わってドコモに対して売上情報を送付するものとし、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払又は債権譲受け（以下、合わせて「立替払等」といいます。）をしないものとし、
3. 第1項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとし、ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。
4. 加盟店は、請求代金に係る債権、ドコモに対する立替払請求権およびドコモに対する債権譲渡代金請求権を第三者に譲渡し、若しくは立替えて支払わせることはできないものとし、
5. 加盟店は、本規約に別段の定めがある場合、その他当社が別途認める場合を除き、請求代金を利用者に対して請求し、又は受領してはならないほか、ドコモが立替払等により取得した債権を回収するために必要な一切の手続きに当社の指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限を当社またはドコモに対して授与するものとし、

第13条【ドコモに対する手数料】

1. 加盟店は、ドコモに対して手数料を支払うものとし、加盟店がドコモに払う手数料の金額は、ドコモのサービスガイドラインに定める期間中に立替払等の対象として確定した支払方法毎の請求代金の合計額（当該期間より前に立替払等の対象として確定した支払方法毎の請求代金で、当該期間中に立替払等の対象外となった請求代金があるときは、当該対象外となった請求代金の合計額を減じて得た額とし、第2項において同じとします。）に、ドコモが別に定める料率を乗じた金額の合計額とします。
2. ドコモの加盟店に対する立替金等の支払いは、前項の手数料と相殺して行うものとし、ドコモのガイドラインに定める期間中に立替払等の対象として確定した全ての支払方法毎の請求代金の金額から、これに対応する手数料を差し引いて得た額（以下、「対象金額」といいます。）の合計額をドコモのサービスガイドラインに定める支払日に、当社指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとし、なお、ドコモの加盟店に対する立替金等の支払債務については、前記当社指定の金融機関口座への振り込みをもって履行が完了するものとし、
3. ドコモは、手数料にかかる料率の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の手数料の料率を当社に通知するものとし、予告期間経過後は、変更後の料率が適用されるものとし、

第14条【本サービスの利用料等】

1. 加盟店は本サービスを利用するに際して、Thincacloud システム利用申込書に記載されたサービス利用料及びサービス導入に係る事務手数料（以下、「サービス利用料等」といいます。）を当社に支払うものとし、
2. 当社は、経済情勢の変化やその他の事情等により、合理的な範囲においてサービス利用料等を変更することができるものとし、加盟店は当該変更について予め承諾するものとし、

します。この場合、当社は加盟店に対して事前に通知を行うものとします。又、変更後のサービス利用料等については別途覚書に定めるものとします。なお、法令の制定又は改正により、消費税率等に変更があり、或いははその他の税金等が課された場合には、覚書は締結せず、法令の制定又は改正に従うものとします。

3. 前項に定めるサービス利用料等の変更は、30日前の予告期間をもって当社から加盟店に通知され、変更実施日の取引から新しい料金が適用されるものとします。予告期間が経過した以降も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、加盟店が当該料金の変更を認めたものとみなし、変更後の料金を適用します。

第15条【相殺】

当社は、加盟店に支払義務を負う立替金等と当社が加盟店に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。

第16条【端数処理】

当社は、対象金額その他の計算（支払方法毎の手数料の計算を含みます。）において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第17条【商品等の所有権】

1. d 払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモから当社に支払われたときにドコモに移転するものとします。ただし、取消情報が当社からドコモに送付された場合、売上代金に係る商品の所有権は、当社が当該立替金等をドコモに返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 商品の所有権が加盟店に属する場合でも、ドコモが必要と認めたときは、加盟店に代わって商品を回収することができるものとします。

第18条【返品等による取消】

1. 加盟店は、本サービスの利用にあたり、利用者との間で返品等によりd払いを利用した取引を取り消し、精算を行う必要が生じた場合で、すでに当社から商品代金等を支払われていた場合には、当社の指定する期日までに当該商品代金を当社の指定する方法により返還するものとします。
2. 加盟店が前項に基づく商品代金の返還を怠った場合には、当社は次回以降に加盟店に支払うべき商品代金等から、不足額を差し引くこともできるものとします。
3. 加盟店は、取り消された売り上げ代金は立替払いの対象外となることに予め同意するものとします。

第19条【売上代金回収事務の費用分担】

当社によるドコモからの立替金等の受領に関する業務の遂行にあたり、当社とドコモとの間に生じる当該費用は当社が負担するものとし、その他の諸費用は加盟店が負担するものとします。

第20条【精算金額の引渡し】

1. 当社は、取扱期間中にドコモから売上承認を得た取引に関してドコモから代理受領する立替金等の額を、以下の表に定める通知日までに通知するとともに、立替金等の受領を完了した後、以下に定める支払日（ただし、当該支払日が金融機関の休業日の場合

は前営業日)までに、当該立替金等からサービス利用料、消費税額及び本条第5項に定める控除額を差し引いた精算金額を、加盟店に引き渡すものとします。

(1) 月1回精算の場合

締切日(取扱期間)	通知日	支払日
当月末日(当月1日~当月末日)	翌月10日まで	翌月末日

(2) 月2回精算の場合

締切日(取扱期間)	通知日	支払日
当月15日(当月1日~当月15日)	当月25日まで	翌月15日
当月末日(当月16日~当月末日)	翌月10日まで	翌月末日

2. 精算金額の引渡しは、前項に定める締切日の15日後(金融機関が休業日の場合は前営業日)にドコモから当社に対して立替金が支払われることを条件とします。
3. 本条第1項の定めにかかわらず、立替金がサービス利用料、消費税額及び本条第5項に定める控除額の合計額と同額るときは、当社と加盟店との間で何らの精算は行われぬものとし、立替金がサービス利用料、消費税額及び本条第5項に定める控除額に満たないときは、加盟店は、その不足額を当社へ支払うものとします。ただし、当社は、加盟店の不足額の支払に代えて、次回以降に加盟店に支払うべき立替金から、不足額を差し引くこともできるものとします。
4. 引渡し方法は、支払日(金融機関が休業日の場合は前営業日)までに加盟店の振込口座へ振込む方法によるものとします。なお、振り込み手数料は加盟店の負担とします。
5. 加盟店への精算金額の引き渡しにおいて、印紙税、消費税等の租税公課の課税がある場合は、加盟店がこれを負担するものとします。又、源泉所得税等や、加盟店が当社に対して負う債務等、当社が加盟店への支払額より控除すべきものがある場合は、これを控除して支払うものとします。

第21条【コード精算金額の支払いの取消し及び留保】

1. 商品等に関してd払いを利用した取引が、以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店に対し、当該取引に関する精算金額の支払義務を負いません。
 - (1) 売上情報が正当なものでないとき。
 - (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき。
 - (3) ドコモが立替金の支払いを留保もしくは拒絶した場合。
 - (4) 加盟店が支払済の立替金を返還した立替金。
 - (5) 当社の承認を得ずd払いを利用して商品等の販売又は提供を行ったとき。
 - (6) 利用者より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき。
 - (7) 利用者より加盟店に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき。
 - (8) 加盟店が利用者との間の売買契約等に違反したとき。
 - (9) 利用者との紛議が解決されないとき。
 - (10) 売上代金に係る債権又はドコモに対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき。
 - (11) 提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否し、もしくは異議を唱えたとき。
 - (12) その他本規約に違反してd払いが利用されたとき。
2. 当社が、加盟店に対し前項に該当する取引に係る精算金額を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該精算金額を返還するものとします。なお、加盟店が当該精算金額を返還しない場合には、当社は次回以降に支払われる加盟店に対する精算金額から当該返還を

受けるべき精算金額を差し引くことができるものとし、

3. 当社が、商品等に関してd払いを利用した取引または当該取引に関して本条第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、当社は調査が完了するまで当該取引に係る精算金額の支払いを留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとし、
4. 前項の調査開始より30日を経過してもなお、本条第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社は精算金額の支払義務を負いません。

第22条【dポイント付与】

1. dポイント（請求代金額連動）の付与ポイント数の確定時期、請求代金に変更され、又は売買契約等が取消された場合におけるdポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、ドコモのサービスガイドラインに従うものとし、
2. 加盟店は、ドコモとの間で別途dポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、dポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与されるdポイント（以下、「dポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、dポイントクラブ会員である利用者に対して、dポイントを付与することができるものとし（本項に基づき付与されるdポイントを以下、「dポイント（キャンペーン）」といいます。）、この場合におけるdポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモと加盟店との間の負担割合および精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金に変更され又は売買契約等が取消された場合におけるdポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、dポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従うものとし、
3. 加盟店は、ドコモがdポイントクラブ会員である利用者に対して付与するdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、加盟店が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによるdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（加盟店の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとし、（加盟店がd払いを利用して販売又は提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選又は総付景品施策との景品類の重複提供を含みます。）
4. 加盟店は、商品等以外について実施する一般懸賞施策又は総付景品施策等の景品類としてdポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該dポイントの付与に関する提携契約を締結するものとし、
5. 加盟店は、前4項に基づくdポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、dポイントクラブ会員規約に基づき、dポイントクラブ会員である利用者に対してdポイントを付与する可能性があることを予め承諾するものとし、

第23条【dポイント付与の取消等】

1. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号の一に該当する場合、加盟店への事前の通知なく利用者に対してdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）を付与せず、又は付与したdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）

を取り消すことができるものとします。

- (1) 利用者が、ドコモが別に定める各種規約に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合。
 - (2) 利用者による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれる、又は、含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合。
 - (3) 商品等が d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品又は役務であるとドコモが判断した場合。
 - (4) 加盟店が本規約等のために違反した場合、又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合。
 - (5) 加盟店が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合、又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反又は違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません）。
 - (6) その他ドコモが必要と判断した場合。
2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、加盟店と利用者との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）をドコモのサービスガイドライン及び d ポイント付与（キャンペーン）覚書に従い取り消すことができるものとします。

第 2 4 条【当社の第三者委託】

当社は本規約に基づく業務の全部又は一部を、本規約において自己が負う義務と同等の義務を課すことにより、当社の責任において第三者に委託できるものとします。

第 2 5 条【本サービスの停止又は中断】

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、緊急時を除き、原則として 5 営業日前までに書面（当社の Web サイト、FAX、電子メールを含みます。）にて加盟店に通知することにより、決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの保全、拡張、移行のために必要となる決済システムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) 決済システムと接続している外部提携先システムのメンテナンスが実施される場合。
 - (3) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ、決済システムの中断が必要と当社が判断した場合。
 - (4) その他当社が必要と認める場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの障害により、緊急に決済システムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) データセンターの障害、ドコモのシステムの障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (3) 天災、地変、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (4) 運用上或いはは技術上、想定外の事由が生じ、緊急に決済システムの中断が必要と判断した場合。
 - (5) 提携クレジットカード会社からドコモにサービス停止の指示があった場合。
 - (6) 加盟店が本規約に定める接続条件を満たさない場合。

- (7) 加盟店が本規約に違反した場合。
 - (8) 加盟店がドコモから加盟店契約を解除された場合。
 - (9) 6か月以上継続してd払い利用の事実がない場合。
 - (10) その他当社が必要と認める場合。
3. 加盟店は、前各項にかかわらず、加盟店における Thincacloud 決済端末の障害、加盟店と当社との間のシステムの通信、又はシステムの保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、予め承諾するものとします。

第26条【免責事項】

1. 前条第1項及び第2項各号に定める事由が生じた場合における決済システムの停止もしくは中断、又は本サービスの停止若しくはは中断、Thincacloud 決済端末、及びその他の通信機器ならびにその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害による加盟店からのデータの受信エラーその他の決済システムの不具合等により、加盟店又は利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、加盟店と利用者その他の第三者との間で解決するものとし、当社及びドコモは一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、加盟店が誤って送信した本サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによって生じた事態につき、なんらの責任を負わないものとします。
3. 前2項に定めるほか、加盟店の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者に損害が生じた場合は、加盟店がその責任において処理するものとし、当社及びドコモは一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、加盟店の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとします。
5. ドコモの責めに帰すべき事由（法的破綻及び事実上の破綻を含みますが、これらに限りません）により、加盟店又は利用者が生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、ドコモとの契約の維持及びサービス提供の維持に努めるものとしませんが、その維持を保証するものではなく、本サービスの内容の変更や本サービスの終了については責任を負わないものとします。
7. 万が一、当社に帰責性が認められる場合であっても、本サービスに関して当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害に限り、かつ、損害の原因が生じた月にかかるサービス利用料の月額を上限とします。

第5章 加盟店の義務

第27条【取扱商品等】

1. 加盟店は、d払いを利用して商品等を販売または提供するときは、その種別について、当社に対してd払いの利用を開始する40日前までに、当社が定める書面にて届出を行うものとします。
2. 加盟店は、前項に基づき当社に届け出た種別を加盟店が変更する場合は、当社に対し変更の40日前までにその内容を当社が定める書面にて届出を行うものとします。
3. 加盟店は、ドコモがサービスガイドラインに定める取扱禁止商材を取り扱わないこととします。
4. 加盟店は、d払いを利用して旅行商品、酒類など販売又は提供にあたって官公庁の許認可等を得るべき商品等（以下、「許認可商品」といいます。）を販売又は提供する場合は、

加盟店が取扱いを開始する40日前までに当社に許認可等の取得を証明する関連書類を提出するものとします。なお、加盟店が前記の許認可等の取消処分等を受け、許認可商品を取り扱うことができなくなった場合、加盟店はただちに当社へ書面により通知し、d払いを利用して当該商品等を販売又は提供しないものとします。

5. 当社は、加盟店がd払いの利用を開始した後も随時加盟店の商品等の確認を行うことができるものとし、当社又はドコモが不適当と判断したときは、いつでもd払いの提供を停止することができるものとします。ただし、当社及びドコモは、商品等について、事前・事後を問わず、積極的にその内容等の審査を行うことを保証するものではなく、d払いの提供停止その他の措置に関し、当社及びドコモは何らの義務や責任も負担するものではありません。
6. 加盟店は、当社又はドコモが売上情報の全部又は一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することを予め承諾するものとします。
7. 加盟店は、当社又はドコモが商品等を不適当と判断した場合は、当社の指示に従い、加盟店における当該商品等の取り扱いを中止する等必要な措置を講じなければならないものとします。
8. 当社は、加盟店において本条第1項ないし第7項に違反する行為、内容に該当すると判断したときは、当該加盟店に対して、商品等又は広告表現及び取引の方法等の変更、改善又は販売の中止その他の是正を求めることができ、又は、当該加盟店に対する本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。その上で相当の期間を定めて改善等を促されたにもかかわらず、その期間内に改善等がなされない場合、又は違反の程度が重大な場合には、当社は、加盟店に対する通知をもって、本規約を即時解除することができるものとします。

第28条【商品等の保証】

1. 加盟店は、加盟店の商品等についてドコモの定めるサービスガイドラインの全てを遵守していることを当社に対して保証するものとします。
2. 当社は、商品等について一切の責任を負わないこととします。
3. 加盟店は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、当社又はドコモと利用者その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
4. 前項にかかわらず当社は自ら利用者その他の第三者との紛争を解決することができるものとし、次項の規定により、加盟店がその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を負担するものとします。
5. 当社が利用者その他の第三者との、加盟店の商品等に関する紛争により損害を被った場合は、加盟店はその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第29条【利用者との売買契約等の締結】

1. 売買契約等の締結は、加盟店と利用者との間で行うものとして、当社は一切関与しないものとします。
2. 加盟店は、加盟店の責任において、利用者が売買契約等を締結する能力及び権限を有することを確認して利用者との売買契約等を締結するものとします。
3. 加盟店は、利用者との締結する商品等に関する売買契約等を以下の条件を満たす内容とするものとします。

- (1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモの別に定める基準を満たしていること。
 - (2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと。
 - (3) 公序良俗に反しないこと。
4. 加盟店は、利用者が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、d 払いを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことがあることを承諾するものとします。
- (1) 本規約及びドコモの定める利用規約等に定める d 払いの利用条件を満たしていること。
 - (2) ドコモのサービスガイドラインに定める利用限度額を超過していないこと。
 - (3) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることを当社及びドコモが確認できていること。

第30条【広告方法、内容等】

1. 加盟店は、商品等の販売又は提供にかかる請求代金の決済にd払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
 - (2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。
 - (3) 加盟店が販売又は提供する商品等について、利用者にあたかも当社又はドコモが販売、提供又は保証しているかのような誤認その他当社又はドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。
 - (4) 公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。
 - (5) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体及び異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (6) 公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (7) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (8) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (9) 利用者に商品等の購入・利用の意思がないままd払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。
2. 加盟店は、商品等の販売又は提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならないものとします。又、加盟店は、その手段の如何を問わず、利用者に対し、現金等を得る目的でd払いを利用することを勧奨し、又は第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第31条【加盟店標識の表示義務】

1. 加盟店標識とは、ドコモ及び当社が定める標章その他加盟店を識別するために使用する図形、文字のことを指します。
2. 加盟店は、ドコモの定めた加盟店標識を、加盟店の店舗において、利用者の見やすいと

ころに表示するものとし、コードによる決済が可能である旨表示するものとし、

3. 加盟店は、加盟店標識を、本サービス利用の目的以外に使用したり第三者に使用させたりしてはならず、又、当該加盟店標識を改変してはならないものとし、又、加盟店は、当社及びドコモの商号、商標、標章、標識等と誤認混同を生じさせる一切の表示をしてはならないものとし、
4. 加盟店は、ドコモが加盟店標識を変更した場合、当社又はドコモの通知に基づき、変更後の加盟店標識を掲示するものとし、この場合に必要な費用は、加盟店が負担するものとし、

第32条【加盟店の責任】

1. 加盟店は、本規約及びドコモの定めるガイドライン等を承諾し、これらを遵守するものとし、
2. 加盟店は、前項に定める事項のために、当社からの業務改善や指導に従うものとし、
3. 加盟店は、本規約に定める義務等を加盟店の従業員その他本規約にかかる加盟店の業務を行う者に遵守させるものとし、
4. 加盟店は、自らが販売又は提供する商品等の品質に関して、善良なる管理者の注意の下に管理を行うものとし、
5. 加盟店は、ドコモが利用者向けに定める規約、利用約款等の内容を承認し、これらに従い、利用者に商品等に関してd払いを利用させ、又は本サービスを利用するものとし、
6. 加盟店は、本サービスを利用する上で問題が生じている旨を当社が合理的な根拠に基づき判断した場合には、当社の指示に従い、直ちに必要な是正を行うものとし、
7. 加盟店が、本サービスを利用した取引で加盟店の責めに帰すべき事由により当社又はドコモに損害を与えた場合は、加盟店は当社又はドコモが被った一切の損害を賠償する責任を負うものとし、
8. 加盟店は、いかなる理由があっても、コードの複製、改変若しくは解析等を行わないものとし、又これらの行為に加担・協力してはならないものとし、
9. 加盟店は、各種法令及び監督官庁の指導等に従いこれを遵守するものとし、
10. 加盟店は、本サービスの利用に関し当社とドコモとの間で決定した事項を遵守するものとし、
11. 加盟店は、当社、ドコモ又は提携会社が関連法令等を遵守するために必要な場合には、必要な協力を行うものとし、
12. 加盟店は、本サービスを利用する以外の目的で、決済システムにアクセスしてはならないものとし、
13. 加盟店は第48条【契約解除】に該当する事由が生じた場合、直ちに当社へ連絡するとともに、加盟店が利用者に対して負う責務の履行が完了していない利用者にも連絡し、責任をもって対応するものとし、
14. 加盟店は、必要となるドコモとの契約を事前に又は同時に締結していなければならないものとし、
15. 加盟店は、本サービスに接続するThincacloud決済端末及び回線設備等を加盟店の費用と責任において準備するものとし、
16. 加盟店は、自己の責任において、本サービスを正常に利用できるようThincacloud決済端末および回線設備等を維持管理するものとし、
17. 本サービスに接続するThincacloud決済端末は、機能面及び性能面において、本サービスに接続するのに十分な検証が完了していることを条件とし、ただし、当社は、3

0日の予告期間をもって当社が適当と認める方法で通知又は周知のうえ接続条件を変更することができ、加盟店はこれに従うものとします。

18. 本サービスに接続する Thincacloud 決済端末は、当社の指定する要件を満足し、安定した状態で保守及び運用の維持を図ることができていることを条件とします。

第33条【Thincacloud 決済端末の管理】

加盟店は、本サービスを利用するための Thincacloud 決済端末において、次のことを守るものとします。

- (1) 日本国外の Thincacloud 決済端末から本サービスに接続しないこと。
- (2) Thincacloud 決済端末を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (3) Thincacloud 決済端末を盗難又は亡失した場合は、直ちに当社に通知し、Thincacloud 決済端末の停止依頼を行うこと。
- (4) 本サービスに対し、不正アクセス行為は行わないこと。

第34条【禁止行為】

加盟店は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 加盟店の事業に必要な許可、認可、届出、免許等の取得をせずに、加盟店の事業を行うこと。
- (2) 加盟店の遵守すべき法令、又は監督省庁などの通達等の履行を怠る行為。
- (3) 違法行為又は公序良俗に反する行為。
- (4) 利用者に対する債務の不履行。
- (5) 当社の承認を得ていない商品等を取扱う行為。
- (6) コンプライアンスに反する行為。
- (7) d払いの利用を希望するd払い利用者に対してd払いを利用した取引を拒絶すること、異なる決済手段による支払いを要求すること、現金払いやその他の決済手段により請求代金の支払いをする者と異なる金額を設定すること若しくはd払い利用の対価を請求することなど、利用者に不利となる差別的扱い。
- (8) d払いを利用するd払い利用者が支払うべき商品等代金の金額を、事前にd払い利用者へ通知することなく変更すること。
- (9) d払いを利用するd払い利用者に対し、商品等代金以外の金銭の支払いを請求すること。
- (10) 当社及びドコモの信用又はイメージを毀損する行為。
- (11) 知的財産権、パブリシティ権、肖像権、プライバシー権、人格権などの当社、ドコモ若しくは第三者の権利を侵害する、又は当社、ドコモ若しくは第三者の信用を毀損する目的又は方法でd払いを利用すること。
- (12) その他当社が不適當と認めた行為。

第35条【利用者との紛議】

1. 本サービスを利用した取引に関して加盟店と利用者又は第三者との間で何らかの紛議が生じた場合には、その理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとし、加盟店と利用者との債権債務（商品等に関するものを含みますが、これらに限られません）その他の一切の事項、及びそれらに基づく加盟店と利用者との間の紛争については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスを利用した取引に関して、当社又はドコモが利用者又は第三者から異議、苦

情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、当社又は当社を通じたドコモの指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとし、なお、当該通知若しくは指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものではありません。

3. 前2項の紛議について、当社が当該紛争等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用は加盟店が負担するものとし、
4. 当社は、前各項の紛議において対象となった商品等に係る売上代金について、ドコモから立替金が支払われた場合に限り、加盟店に商品等に係る立替金を支払うものとし、ドコモから立替金の支払がない限り、当社は、加盟店に対する商品等に係る立替金の支払義務を負わないものとし、
5. 前項により、当社が加盟店に対する支払を留保した商品等に係る立替金には、利息、遅延損害金等を付さないものとし、
6. 加盟店は、直ちに利用者との紛議の原因を解消するよう努めるものとし、
7. 当社は、紛議の解決にあたり、利用者に対して当該商品等にかかる立替金を直接返金しないものとし、
8. 加盟店は、当社から理由が提示され、本サービスに関する資料等を提出するよう請求があったときは、遅滞なくその資料を提出するものとし、また、本サービスの利用状況等、当社の調査に誠実に協力するものとし、
9. 加盟店は、利用者からの苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、消費者保護の観点等から、可能な限り利用者の利益が最大（不利益が最小）となる解決をはかるよう努めるものとし、
10. 加盟店は、加盟店のd払いの利用及び商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとし、

第36条【本サービスの利用者保護等】

1. 加盟店は、本サービスの利用に際し、利用者保護の観点から、以下の対応及び措置を講じるものとし、
 - (1) 加盟店は、利用者との契約上の紛議、システム障害による問題等、予想される事象につき、一方的に利用者が不利にならないよう取り計らうものとし、
 - (2) ドコモ及び利用者から、当社に、加盟店への苦情・照会等の申出があった場合、当社は、加盟店の担当部署にその旨の報告を行い、加盟店が責任を持ってこれに対処するものとし、当社がドコモから利用者の苦情・照会等の申出の報告を受け、その旨を加盟店に報告したときも同様とし、加盟店は責任をもって対処するものとし、
 - (3) 加盟店はその他利用者との商取引が円満に終了するよう最大限努力し、利用者に対して十分な誠意を持って対応するものとし、
2. 加盟店は、本サービスを利用して商品等を購入しようとした利用者に対し、正当な理由なくその利用を拒絶したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代わって支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払手段等の他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求したりする等、利用者にも不利となる差別的取扱や本サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとし、
3. 加盟店は、商品等及び代金の説明、領収書の発行等、利用者との取引に関する一切の折衝を行うものとし、
4. その他、加盟店は利用者の本サービスに関する義務を遵守し、利用者の保護に努めるものとし、

第37条【情報の提供等】

1. 加盟店は、d 払いを利用して販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、当社又はドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとし、
2. 加盟店は、当社又はドコモが公的機関等から法令に基づく開示要求を受けたとき、並びに当社又はドコモが開示相当と認めるときには、加盟店届出情報その他のd 払いを利用した取引に関する情報を公的機関等へ開示、提出等することを予め承諾するものとし、
3. 加盟店は、当社に対し、d 払いを利用した取引に関するセキュリティ又は本規約の規定の遵守を確認するために、利用者形態の調査等に関する情報（ただし、当社及びドコモへの提供について利用者の承諾を得ていない個人情報を除きます。）、業務内容、加盟店によるd 払いの利用状況、商品等の内容等や関連する資料の提供等について、当社が求めた場合には、直ちにこれに応じるものとし、この場合加盟店は、当社又はドコモが合理的範囲内にかかる調査結果に関する情報及び加盟店届出情報を利用すること、或いは他の加盟店に必要な情報を提供できることを予め承諾するものとし、
4. 加盟店は前項に定める他、当社から要請があった場合には必要な協力をするものとし、

第38条【データの消去】

1. 当社は、加盟店のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第48条【契約解除】各号のいずれかに該当するときは、加盟店に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。
2. 当社は、本契約の解除等があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。
3. 前2項の場合において、当社は、加盟店又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとし、

第6章 一般条項

第39条【通知】

1. 当社から加盟店に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとし、
 - (1) 当社のWebサイト上に掲載する方法。この場合は、掲載されたときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとし、
 - (2) 加盟店が加盟店申込書により当社に届け出たメールアドレス宛てに通知する方法。この場合は、加盟店の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達したときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとし、
 - (3) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定したときをもって、加盟店に対する当該通知が完了したものとし、
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合であっても、加盟店は、当社が前項各号の手続きをもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとし、

第40条【守秘義務等】

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なくして、本規約に関して、又はd 払いを通じて

当社から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどの当社の技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）をd払いの利用その他本規約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され、又は知得する以前に公知であった情報。
 - (2) 開示され、又は知得する以前に自らが既に所有していた情報。
 - (3) 開示され、又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報。
 - (4) 開示され、又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報。
 - (5) 開示され、又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報。
3. 加盟店は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
4. 加盟店は、故意又は過失により秘密情報を第三者に漏洩させた場合は、直ちに当社に報告し、かつ、自己の費用と責任で漏洩による損害の発生及び拡大を最小限にとどめるために必要な措置を講じたうえで、自己の費用と責任において、顧客、ドコモ、当社に生じた損害の補償を実施するものとします。この場合、加盟店は、損害の発生及び拡大を最小限にとどめるために必要な措置を講じた場合、その内容を当社に書面で報告するものとします。
5. 本条の定めは、本契約終了後も有効とします。

第41条【秘密情報の保管及び複製等の禁止】

1. 加盟店は、秘密情報に関する全ての文書その他の媒体（電磁的に記録されたものを含みます。）及びそれらの複製物（以下、「秘密書類」といいます。）を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
2. 加盟店は、事前に当社の書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。
3. 加盟店は、本契約及び加盟店契約が終了し、又は解除されたときは、すみやかに当社の指示に従い、すべての秘密書類を相手方に返還し、又は破棄するものとします。

第42条【当社の知的財産権】

1. 本サービスの提供に関連して当社が加盟店に貸与又は提示する物品（本規約、本サービスのサービス仕様書、マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）および著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2. 加盟店は、前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3. 本条の規定は、本契約が終了した後も、効力を有するものとします。

第43条【譲渡等の禁止】

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本規約に基づき当社又はドコモに対して有する債権、権利及び本規約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、質入、その他担保として提供し、又は、本規約に基づき当社に対して負担する債務を、第三者に引き受けさせることはできないものとします。
2. 加盟店が合併又は会社分割等により、本規約に基づく権利又は本規約上の地位を包括継承する場合は、すみやかに、当社に承継の原因となった事実を証明する書類を添えて、その旨を通知するものとします。

第44条【差押え】

加盟店が当社に対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、当社は、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、加盟店に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第45条【任意解約】

1. 当社又は加盟店は、本契約の期間中であっても、解約を希望したときには、30日前までに当社が指定する解約届を送付又は提出して解約日を通知することをもって、いつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、加盟店は事由の如何を問わず、当社に対し損害賠償を請求できないものとします。
2. 前項に基づき本契約が解約された場合、加盟店はすべての未履行の債務を当社が指定する期日までに履行するものとします。

第46条【有効期間】

1. 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とします。ただし、期間満了3ヶ月前までに加盟店、当社のいずれかが相手方に対し書面により異議を申し出ないときは、さらに同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当該期間内に異議申出があった場合には、期間満了により本契約は終了するものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、当社は加盟店が本サービスを一度も利用することなく、1年間を経過した場合は、本利用契約を終了することができるものとします。
3. ドコモと当社との間の本サービスを提供するために必要な契約が、事由を問わず終了したときは、その時点をもって加盟店と当社との本契約も終了するものとします。

第47条【反社会的勢力の排除】

1. 当社は加盟店に対して、加盟店は当社に対して、それぞれ次の各号について表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らの役員又は従業員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、総称して、「反社会的勢力」といいます。）の構成員（暴力団準構成員など実質的に関与している者等を含みます。）がないこと。
 - (2) 自らの役員又は従業員に暴力団の構成員でなくなった時から5年が経過しない者がいないこと。
 - (3) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。
 - (4) 自らの取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等含みます。）が存在しないこと。

- こと。
- (5) 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、自らが反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。
 - (6) 自らの役員または従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
2. 当社は加盟店に対して、加盟店は当社に対して、それぞれ自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 脅迫的な言動又は暴力行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為。
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
 3. 当社及び加盟店は、相手方が前2項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、即時に本契約を解除することができるものとします。
 4. 当社及び加盟店は、前項に基づき、本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとします。

第48条【契約解除】

1. 当社は、加盟店が本規約の規定の一にでも違反した場合、又はドコモと加盟店の間で適用される加盟店規約のいずれかに該当したことにより d 払いの提供が停止された場合において、相当期間を定めて当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 当社は、加盟店が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき。
 - (2) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後加盟店において違反を是正しても d 払いを継続提供することが困難であるとドコモが判断したとき。
 - (3) 商品等について、苦情が多発したとき。
 - (4) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき。
 - (5) 当社への届出内容が事実と反しており、当該届出が意図的に行われたことが判明したとき。
 - (6) 社会通念上不適当と認められる態様において d 払いを利用していると当社又はドコモが判断したとき。
 - (7) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (8) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
 - (9) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき。
 - (10) 当社又はドコモに重大な危害、損害を及ぼしたとき。
 - (11) その他 d 払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

3. 前2項の規定に従い本契約又は加盟店契約が解除された場合、加盟店は、当社又はドコモに対する債務を指定された期日までに履行するものとします。

第49条【包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了】

1. 当社とドコモの間で締結された包括加盟店契約が終了した場合（解約、解除による場合を含みます。）は、ドコモと加盟店の間で締結した加盟店契約も同時に終了するものとします。
2. ドコモと当社との間の包括加盟店契約若しくはドコモと加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合、加盟店は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する日までに当社を通じて履行するものとします。
3. ドコモと当社との間の包括加盟店契約若しくはドコモと加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされる場合、加盟店は、自己の費用と責任により利用者に対してd払いが利用できなくなるについて必要な周知を行う義務を負うものとします。

第50条【本契約終了時の義務】

本契約が第46条【有効期間】又は第48条【契約解除】により終了したときは、加盟店は以下の義務を負うものとします。

- (1) 加盟店は、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識の掲載を取りやめるとともに、利用者に本サービスの利用を行わせてはならないものとします。又、本契約の終了について、当社の指示にも従うものとします。
- (2) 加盟店は、加盟店標識、取扱関係書類、印刷物等、当社又はドコモから交付された一切をすみやかに当社又はドコモに返却するものとします。なお、電子的な方法で交付され返却できないものは、加盟店の責任において破棄するものとします。
- (3) 加盟店の本規約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに債務を履行するものとします。

第51条【損害賠償】

1. 加盟店は、本規約に違反し、その他d払いの利用に関連して当社、ドコモ、利用者又は第三者に損害を与えた場合には、当該損害（合理的な弁護士費用を含みますが、それに限りません。）を賠償するものとします。
2. 加盟店が当社に対する金員の支払を遅滞したとあらきは、支払うべき金員に対して年14.6%（年365日日割計算）の遅延損害金を付加して支払うものとします。
3. 当社及びドコモは、d払いの内容の変更、d払いの全部若しくは一部の廃止、又は包括加盟店契約若しくは加盟店契約の解除等に伴い、当社が設置したThincacloud決済端末その他について変更の必要が生じ、又は使用できなくなったために加盟店に生じる費用負担または損害について一切の責任を負わないものとします。

第52条【本サービスの廃止】

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、予め加盟店にその旨を通知します。
2. 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3. 本サービスの一部又は全部の廃止により、加盟店が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第53条【特約】

1. 当社は、ドコモと協議のうえd払いの内容、立替金等の支払方法等について特約を締結することができます。この場合、加盟店は、本規約とともに特約を遵守するものとします。ただし、特約と本規約が競合する場合は、特約の内容を優先するものとします。
2. 前項に定める特約は、書面にて当社とドコモの間で契約を締結した場合に限り効力を生じます。

第54条【準拠法】

本契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第55条【合意管轄裁判所】

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第56条【協議事項】

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、加盟店と当社は誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

以上

令和元年 9月25日 制定
令和5年 4月 1日 改定
令和8年 4月 1日 改定